明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（二三五）　二

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁三五）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四一九）
○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学一〇八）　四
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通八一八）　五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁三七）
○緊急指定種を指定する件（環境六八）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供及び使用条件変更が決定された件（防衛一七六）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局六六～六九）
○道路に関する件（中部地方整備局七六）　七

〔人事異動〕

内閣　法務省　公安調査庁　財務省
文部科学省　最高裁判所　七

〔官庁報告〕

官庁事項
登録海技免状更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示（同）
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示一、山形同一、鳥取同一、佐賀同一、長崎同一、宮崎同一）　八
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会、四国同）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、製造たばこ小売定価関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二

会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（財務省）

1　特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の適用除外となる国及び物品の指定に係る基準を定めることとした。（第二五条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。